

お客様 各位

## 消費税率改正に伴うご案内

日頃は、廃棄物処理業務にご理解ご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、お客様各位におかれましてもご高承の通りこのたび消費税法が改正され、2019年10月1日より消費税率(消費税及び地方消費税の合計税率、以下「消費税率」と記載します)が8%から10%へ引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

つきましては、弊社におきましても、2019年10月1日以降の処理委託業務の提供等に関し、新税率(10%)で消費税額等を申し受けることになりましたのでご案内申し上げます。

なお、消費税法上の「役務の提供」に該当する業務につきましては、下記の対応とさせていただきますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 月次でご請求の処理委託業務料金

毎月ご請求をさせていただいております処理料金は、2019年9月までは消費税率8%、2019年10月分以降は消費税率10%を適用しご請求させていただきます。

#### 2. 年間一括支払い、または複数月を前払いでお支払いいただいた処理委託業務料金

処理委託期間のうち、2019年9月分までは消費税率8%、2019年10月分以降は消費税率10%を適用しご請求させていただきます。

消費税率8%を適用してご請求させていただいている2019年10月分以降の処理委託業務期間分については、新税率10%と8%の差額を別途ご請求させていただきます。

差額につきましては2019年10月以降、次回のご請求時、または契約更新時に合わせてご請求を予定しております。

#### 3. 税率・税額の変更に関する変更契約・覚書について

消費税率・消費税額等の変更に関する変更契約、覚書などの締結は原則として省略とさせていただきます。但し、契約書更新又は覚書の必要なお客様に関しましては別途お問い合わせ下さい。

一般・産業廃棄物処理業  
株式会社 大河 / 大河衛生  
代表取締役 岸田茂昭

TEL 072-363-0707

FAX 072-363-6622